

## 健康保険証の確認に関するお知らせ



当医療機関では、  
あなたの医療保険への加入状況を  
健康保険証を用いて  
”その場”で”正しく”確認  
できるようになりました！

※医療保険の加入状況が確認できない場合は、  
その場でお声掛けさせて頂く可能性がございます。  
(医療保険の新規加入直後や、提示いただいた保険証が失効している場合など)

当医療機関では、主に以下の健康保険証情報を確認しています。

1. 皆様が加入している医療保険
2. 有効期限
3. 会計時の診療費の負担割合や上限額 等



裏面をご覧ください



マイナンバーカードの健康保険証利用について  
詳しくはこちら→

マイナンバーカード 保険証

検索



# マイナンバーカードの健康保険証利用 限度額適用認定証の準備が不要になりました！

## 💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

## 💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

## 💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

### ※1 適用区分別自己負担限度額

適用区分 (70歳未満)	自己負担限度額 (月額)	多数該当
区分ア	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
区分イ	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
区分エ	57,600円	
区分オ	35,400円	24,600円

適用区分 (70歳以上)	自己負担限度額 (月額)	多数該当
現役並 所得者Ⅲ	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1%	140,100円
現役並 所得者Ⅱ	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1%	93,000円
現役並 所得者Ⅰ	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1%	44,400円
一般	57,600円	
低所得者Ⅱ	24,600円	—
低所得者Ⅰ	15,000円	